

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年2月8日
【会社名】	永大産業株式会社
【英訳名】	Eidai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉川 康長
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区平林南二丁目10番60号
【電話番号】	(06) 6684 - 3000
【事務連絡者氏名】	常務取締役 山崎 道別
【最寄りの連絡場所】	大阪市住之江区平林南二丁目10番60号
【電話番号】	(06) 6684 - 3020
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 小林 宏光
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	入札による募集 - 円
	入札によらない募集 - 円
	ブックビルディング方式による募集 1,632,000,000円
	(引受人の買取引受による売出し)
	入札による売出し - 円
	入札によらない売出し - 円
	ブックビルディング方式による売出し 250,000,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)
	入札による売出し - 円
	入札によらない売出し - 円
	ブックビルディング方式による売出し 250,000,000円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成19年1月25日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集4,000,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成19年2月8日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し1,000,000株（引受人の買取引受による売出し500,000株・オーバーアロットメントによる売出し500,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

第3 募集又は売出しに関する特別記載事項

- 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

第二部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (4) 所有者別状況
- 5 役員の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)
普通株式	4,000,000(注)2.

(注)1.平成19年1月25日(木)開催の取締役会決議によっております。

2.発行数については、平成19年2月8日(木)開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3.上記とは別に、平成19年1月25日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式500,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

また、野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資に関しては、平成19年1月25日に有価証券届出書を近畿財務局長に提出しております。

(訂正後)

種類	発行数(株)
普通株式	4,000,000

(注)1.平成19年1月25日(木)開催の取締役会決議によっております。

2.上記とは別に、平成19年1月25日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式500,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

また、野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資に関しては、平成19年1月25日に有価証券届出書を、平成19年2月8日に有価証券届出書の訂正届出書を、それぞれ近畿財務局長に提出しております。

(注)2.の全文削除及び3.の番号変更

2【募集の方法】

(訂正前)

平成19年2月19日(月)に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成19年2月8日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	4,000,000	<u>1,768,000,000</u>	<u>966,000,000</u>
計(総発行株式)	4,000,000	<u>1,768,000,000</u>	<u>966,000,000</u>

(注)1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成19年1月25日開催の取締役会決議に基づき平成19年2月19日に決定される予定の引受価額(見込額)を基礎とし、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(520円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は2,080,000,000円となります。

6. 本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成19年2月19日(月)に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成19年2月8日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(408円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	4,000,000	1,632,000,000	930,000,000
計(総発行株式)	4,000,000	1,632,000,000	930,000,000

(注)1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成19年1月25日開催の取締役会決議に基づき平成19年2月19日に決定される予定の引受価額(見込額)を基礎とし、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5. 仮条件(480円~520円)の平均価格(500円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は2,000,000,000円となります。

6. 本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組 入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込証 拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	1,000	自 平成19年2月20日(火) 至 平成19年2月23日(金)	未定 (注)4.	平成19年2月27日(火)

(注)1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成19年2月8日に仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成19年2月19日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成19年2月8日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成19年2月19日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取額となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成19年1月25日開催の取締役会において、平成19年2月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株券受渡期日は、平成19年2月28日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株券等に関する業務規程」第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成19年2月9日(金)から平成19年2月16日(金)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、自社で定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、自社で定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組 入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込証 拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	408	未定 (注)3.	1,000	自 平成19年2月20日(火) 至 平成19年2月23日(金)	未定 (注)4.	平成19年2月27日(火)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、480円以上520円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成19年2月19日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

顧客ニーズに対応した商品を多品種少量生産に対応した生産ラインで提供できること

フロアからドア、収納、階段、造作材、住設分野まで幅広く取り扱うことで、内装のトータルコーディネート提案ができること

業績は、原材料価格と為替の動向に影響を受け、不安定な面があること

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は480円から520円の範囲が妥当であると判断いたしました。

- 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(408円)及び平成19年2月19日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取額となります。
- 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成19年1月25日開催の取締役会において、平成19年2月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする旨、決議しております。
- 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 株券受渡期日は、平成19年2月28日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。))の「株券等に関する業務規程」第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 申込み在先立ち、平成19年2月9日(金)から平成19年2月16日(金)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たっては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、自社で定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、自社で定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。
- 引受価額が会社法上の払込金額(408円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成19年2月27日(火)までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号		
コスモ証券株式会社	大阪市中央区北浜一丁目6番10号		
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号		
高木証券株式会社	大阪市北区梅田一丁目3番1-400号		
丸八証券株式会社	名古屋市中区栄三丁目4番28号		
岩井証券株式会社	大阪市中央区北浜一丁目8番16号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
計	-	4,000,000	-

(注) 1. 平成19年2月8日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成19年2月19日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、100,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,650,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成19年2月27日(火)までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	495,000	
コスモ証券株式会社	大阪市中央区北浜一丁目6番10号	450,000	
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	180,000	
高木証券株式会社	大阪市北区梅田一丁目3番1-400号	90,000	
丸八証券株式会社	名古屋市中区栄三丁目4番28号	45,000	
岩井証券株式会社	大阪市中央区北浜一丁目8番16号	45,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	45,000	
計	-	4,000,000	-

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成19年2月19日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、100,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,932,000,000	24,000,000	1,908,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(520円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,860,000,000	24,000,000	1,836,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払込まれる引受価額の総額であり、仮条件(480円~520円)の平均価格(500円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額1,908,000千円については、全額を設備投資資金に充当する予定であります。

- (注) 1. 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。
2. 「1 新規発行株式」の(注) 3. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限241,000千円についても全額を設備投資資金に充当する予定であります。

(訂正後)

上記の手取概算額1,836,000千円については、全額を設備投資資金に充当する予定であります。

- (注) 1. 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。
2. 「1 新規発行株式」の(注) 2. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限232,000千円についても全額を設備投資資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

（訂正前）

平成19年2月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	500,000	260,000,000	東京都中央区日本橋本町1丁目9-13 東銀リース株式会社
計(総売出株式)	-	500,000	260,000,000	-

（注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。

2．「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（520円）で算出した見込額であります。

4．売出数等については今後変更される可能性があります。

5．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成19年2月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の証券会社(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	500,000	250,000,000	東京都中央区日本橋本町1丁目9-13 東銀リース株式会社
計(総売出株式)	-	500,000	250,000,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、仮条件(480円~520円)の平均価格(500円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
6. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

（訂正前）

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	500,000	260,000,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社
計(総売出株式)	-	500,000	260,000,000	-

- （注）1．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
- 2．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成19年1月25日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式500,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 4．「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（520円）で算出した見込額であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称	
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	
普通株式	ブックビルディング方式	500,000	250,000,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社
計(総売出株式)	-	500,000	250,000,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成19年1月25日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式500,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(480円~520円)の平均価格(500円)で算出した見込額であります。

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である大日本印刷株式会社(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成19年1月25日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式500,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式500,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1 .
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	割当価格を基礎とし、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする。(注) 2 .
(4)	払込期日	平成19年3月27日(火)

(注) 1 . 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成19年2月8日開催予定の取締役会において決定する「第1募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とします。

2 . 割当価格は、平成19年2月19日に決定する予定の「第1 募集要項」における新規発行株式についての引受価額と同一とする予定であります。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である大日本印刷株式会社(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成19年1月25日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式500,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式500,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき408円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	割当価格を基礎とし、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする。(注)
(4)	払込期日	平成19年3月27日(火)

(注) 割当価格は、平成19年2月19日に決定する予定の「第1 募集要項」における新規発行株式についての引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1 . の全文及び2 . の番号削除

(以下省略)

第二部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(4)【所有者別状況】

(訂正前)

平成18年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	17	-	359	1	-	1,926	2,303	-
所有株式数(単元)	-	7,520	-	23,734	3	-	10,746	42,000	-
所有株式数の割合(%)	-	17.90	-	56.51	0.01	-	25.58	100.00	-

(注) 自己株式200,000株は「その他の法人」に200単元含まれております。

(訂正後)

平成18年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	17	-	359	1	-	1,926	2,303	-
所有株式数(単元)	-	7,520	-	23,734	3	-	10,743	42,000	-
所有株式数の割合(%)	-	17.90	-	56.51	0.01	-	25.58	100.00	-

(注) 自己株式200,000株は「その他の法人」に200単元含まれております。

5【役員の状況】

(訂正前)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
常務取締役	事業本部長	江口 淳	昭和20年7月8日生	昭和39年3月 当社入社 平成10年2月 事業本部大阪事業所長 平成13年4月 内装システム事業部大阪事業所長 平成14年6月 執行役員事業本部副本部長兼内装システム事業部大阪事業所長 平成16年6月 取締役就任 平成16年6月 事業本部副本部長兼大阪事業所長 平成16年6月 小名浜合板(株)取締役(非常勤・現任) 平成17年6月 常務取締役就任(現任) 平成17年6月 事業本部長(現任) 平成17年7月 永大テクノサポート(株)取締役(非常勤・現任)	8
計					159

(注) 監査役織田貴昭・今村祐嗣は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(訂正後)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
常務取締役	事業本部長	江口 淳	昭和20年7月8日生	昭和39年3月 当社入社 平成10年2月 事業本部大阪事業所長 平成13年4月 内装システム事業部大阪事業所長 平成14年6月 執行役員事業本部副本部長兼内装システム事業部大阪事業所長 平成16年6月 取締役就任 平成16年6月 事業本部副本部長兼大阪事業所長 平成16年6月 小名浜合板(株)取締役(非常勤・現任) 平成17年6月 常務取締役就任(現任) 平成17年6月 事業本部長(現任) 平成17年7月 永大テクノサポート(株)取締役(非常勤・現任)	9
計					160

(注) 監査役織田貴昭・今村祐嗣は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。